

ふくい水産振興センター規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 このセンターは、ふくい水産振興センター（以下「センター」という）という。

(事務所)

第2条 センターの主たる事務所は、福井県水産試験場 栽培漁業センター（福井県小浜市堅海50号1番）内に置く。

(目的)

第3条 センターは、計画的かつ安定的な水産物供給や、新たな産業創出により地域の活性化を図り、本県水産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 産業の振興・創出につながる研究の推進（学術研究）
- (2) 産業現場への技術普及・技術移転等（産業支援）
- (3) 産業を支える人材の育成・輩出（人材育成）
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

第2章 組 織

(構成員)

第5条 センターの構成員は、福井県、福井県立大学、福井県立若狭高校、市町、漁業協同組合、水産業界団体および民間企業等、福井県の水産業に関わりのある者をもって組織する。

(入会および脱退)

第6条 センターに新たに入会しようとするとき、または脱退しようとするときは、総会の承認を得るものとする。

2 脱退したものは、センターの資産に対して何らの請求権を持たない。

第3章 役員

(役員構成)

第7条 センターには、下記の役員を置く。

センター長	1名
副センター長	1名
理事	5名以内
監事	2名

(役員の選任および委任)

第8条 センター長、副センター長、理事、監事は、総会において選任する。

- 2 第1項の役員は相互に兼ねることはできない。
- 3 理事および監事は、センター長の承認を得た上で、書面をもってその役割を他の構成員に委任することができる。

(役員の職務)

第9条 センター長は、センターを代表し、業務进行处理する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、センターの事業に参画し、これを推進する。
- 4 監事は、センターの財産および業務執行の状況を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は3年とし、選任の日から起算する。

ただし、センターの設立初年度は、令和2年5月31日をもって1年とする。

- 2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期途中の交代、任期満了または辞任の場合)

第12条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種別等)

第13条 センターの会議は、通常総会、臨時総会および役員会とする。

- 2 これらの会議の議長は、センター長が務める。

- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、役員会においてその必要を認めたとき、または、構成員数の2分の1以上から、会議の事由を示して請求のあったとき、これを開催する。
- 5 役員会は、理事をもって構成し、センター長が必要があると認めたとき、これを開催する。

(総会の招集)

第14条 総会は、センター長が招集する。

- 2 前条第4項の規定により請求があったときは、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、出席者と書面による表決の意思表示をした者および委任状提出者の合計が、構成員総数の過半数により成立する。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同決のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議)

第16条 下記の事項は、総会に付議するものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の制定ならびに改廃に関する事項
- (4) その他重要な事項

(総会の書面表決および委任)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の構成員に表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、その構成員は、出席者とみなす。

(議事録)

第18条 総会等の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 当該総会等に参加した構成員の所属及び氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、議長及び当該総会等に出席した役員のうちから当該総会等において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第19条 センターの業務を遂行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は福井県および福井県立大学が務めるものとする。
- 3 事務局には、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は業務を総括して処理する。

(業務の執行)

第20条 センターの業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) その他総会において特に必要と認めた規程

第6章 会計

(事業年度)

第21条 センターの事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。ただし、センターの設立初年度についてはこの限りではない。

(資金)

第22条 センターの資金は、会費、負担金、補助金、委託金およびその他の収入をもって充てる。なお、会費、負担金は別表において定めるものとする。

(資金の取扱い)

第23条 センターの資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

第7章 雑 則

(細則)

第24条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、センターの事務の運営上必要な細則は、総会の承認を得た後、センター長が定める。

附則

- 1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。
- 2 センターの設立初年度の事業年度は、施行の日から令和2年5月31日までとする。

別表（第 2 2 条関係）

ふくい水産振興センター 会費

(単位：千円)

	機 関 名	会 費
1	あわら市	28
2	坂井市	28
3	福井市	28
4	越前町	28
5	南越前町	28
6	敦賀市	28
7	美浜町	28
8	若狭町	28
9	小浜市	28
10	おおい町	28
11	高浜町	28
12	北潟漁業協同組合	16
13	雄島漁業協同組合	16
14	三国港漁業協同組合	16
15	三国港機船底曳網漁業協同組合	16
16	福井市漁業協同組合	16
17	越廼漁業協同組合	16
18	越前町漁業協同組合	16
19	河野村漁業協同組合	16
20	敦賀市漁業協同組合	16
21	美浜町漁業協同組合	16
22	若狭三方漁業協同組合	16
23	小浜市漁業協同組合	16
24	大島漁業協同組合	16
25	若狭高浜漁業協同組合	16
26	福井県漁業協同組合連合会	175
27	福井県信用漁業協同組合連合会	100
28	日本漁船保険組合福井県支所	20
29	全国合同漁業共済組合福井県事務所	20
	計	847

ふくい水産振興センター 負担金

(単位：千円)

	種 類	対 象	負担金	備 考
1	研究コンソーシアム(研究部会) 経費	市町	100	・ 参画する市町における研究コンソーシアム 1 件あたりの負担額
		民間企業	100 以上	・ 参画する民間企業における研究コンソーシアム 1 件あたりの事業内容・規模に応じた負担額 ・ 民間企業が相応の技術協力を行うなどの場合で、センター長が特に認めたときは、免除できるものとする
2	栽培漁業事業化総合推進事業経費	漁協、協議会	—	・ 事業内容・規模に応じた負担額